

手話言語条例の制定について

1 手話言語条例の背景

障害者基本法において、手話が言語であると規定されており、また、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とした「手話言語条例」の制定を求める請願が、令和5年第3回かすみがうら市議会定例会で採択されたことを受け、条例の制定を行うものです。

2 条例の概要

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、市が推進する手話に関する施策を定めるものとします。

(1) 市の責務

市は、基本理念に基づき、手話に対する理解を促進し、手話を普及し、及び手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を推進します。

(2) 市民等の役割

市民等は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(3) 施策の内容

市が推進する施策の概要については、以下のとおり。

①手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策

庁内職員研修や市民向け講座を開催するなど、市民等が手話を学ぶ機会を確保します。

②手話による情報取得の機会の拡充に関する施策

窓口来庁者が手続きや相談がスムーズにできるよう、社会福祉課に手話通訳者を配置します。なお、社会福祉課が移転予定の市民窓口センター以外の施設に来庁した場合は、遠隔窓口システムを使用し、モニター越しに手続きや相談を実施するなど、手話を使いやすい窓口を目指します。

③手話による意思疎通の支援に関する施策

手話による情報発信及び災害時における手話通訳の支援に取り組めます。

3 今後の予定

令和6年 9月20日 法令審査関係書類提出期限

令和6年10月25日 法令審査委員会

令和6年11月 条例案の公表と意見の募集（パブリックコメント）

令和7年 3月 令和7年第1回かすみがうら市議会定例会 上程

令和7年 4月 1日 施行

※条例制定に向けては、請願者（ボランティアサークル山ゆり会）の意見を聞く機会を設け、その反映に努めます。

<参考1> 県内の制定状況

- ・茨城県 手話言語の普及の促進に関する条例 2018年10月2日施行
- ・筑西市 手話言語条例 2018年9月30日施行
- ・水戸市 手話言語その他の意思疎通手段の利用促進に関する条例
2019年4月1日施行
- ・土浦市 手話言語の普及の促進に関する条例 2023年4月1日施行
- ・行方市 手話言語の普及に関する条例 2023年12月21日施行

※原案を作成するにあたり、県内で制定済みの自治体を参考としましたが、土浦市のよ
うな、手話を学ぶ機会の確保及び手話の普及促進の施策のみでは不十分と考え、ろう
者の福祉向上のため、窓口到手話通訳者を設置するなど、手話を使いやすい環境の構
築を目指し、施策に追加しました。

<参考2> 近隣市町村における手話通訳者の設置状況

- ・土浦市 毎週月曜日・金曜日 8時30分から17時15分まで
- ・石岡市 本庁舎 毎週月曜日、第1・第3・第5木曜日
八郷総合支所 第2・第4木曜日
9時00分から17時00分まで
- ・龍ヶ崎市 常駐 8時30分から16時30分まで
- ・牛久市 毎週月曜日・水曜日・金曜日 9時00分から午後4時00分まで